

区民委員会情報連絡

令和3年11月11日

情報連絡事項	頁
1 マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用開始について	2

(区 民 部)

区民委員会情報連絡

令和3年11月11日

件名	マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用開始について
所管部課名	個人番号カード交付・普及推進担当課、国民健康保険課、 高齢医療・年金課
内容	<p>マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認について、2021年（令和3年）10月20日から本格運用を開始する旨の通知が厚生労働省からあったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初、令和3年3月下旬からの本格稼働を予定していたが、加入者データの正確性に課題がある等の理由により、延期となっていた。 ・ 本格運用開始後は、対応している医療機関についてはマイナンバーカードのみで受診可能となる予定である。 <p>2 足立区の状況</p> <p>運用開始施設数（10月17日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医科 13か所 ・ 歯科 9か所 ・ 薬局 32か所 合計54か所 <p>なお、全国の運用開始施設数の割合が5.1%であるため（10月20日時点）区内の割合も同程度であると推定される。</p> <p>また、運用開始施設数が上記の数字にとどまっている理由としては、機器が不足していることと、システム事業者の対応が追いついていない事等がある。</p> <p>3 事前登録</p> <p>健康保険証として利用する場合は、マイナポータルから事前登録する必要がある。</p> <p>《設定方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン、スマートフォン ・ コンビニエンスストア（セブンイレブンのみ） ・ 医療機関の受付端末 ・ 区役所での設定支援〔国民健康保険課窓口、高齢医療・年金課窓口 マイナポイント支援窓口（庁舎アトリウム）〕 <p>4 保険証利用のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 即時に資格の有効性が確認できる ・ 失効保険証の利用による過誤請求等が減少する
問題点 今後の方針	現状では利用できる施設が少ないが、区ホームページやチラシ、国保だより、長寿医療だより等で周知を行っていく。